復職に関する申告書

新宿区長 宛て 	年	月	目
住 所 新宿区			
(復職予定の)保護者氏名		_ [□父	□母]
保護者氏名		_ [□父	□母]
児童氏名(年_	月	_日生)
児童氏名(年	月	_日生)
申込み・認定申請の種別 (該当するものにチェック☑)			
□ 認可保育園、認定こども園 [保育園機能]、地域型保育事業	業の入園申	込み	
□ 定期利用保育の利用申込み			
□ 教育・保育給付認定申請 [利用(予定)施設名]
□ 施設等利用給付認定由語「利用(予定)施設を			٦

『就労』を事由とする申込み・認定申請をするにあたり、以下のとおり申告します。

- 1 入園日、利用開始日、認定日(認定期間の始期)が属する月の末日まで(勤務先との調整により、 困難である場合は翌月1日)に復職します。
 - ※「復職」とは、産前・産後休暇または育児休業を取得している<u>在職中の職場</u>に、<u>取得前と同じ</u> <u>雇用条件</u>(就労日数・就労時間)で復職(派遣社員として就労していた方は取得前と同じ派 造元の会社に復職)して、<u>就労を開始する</u>ことです。
- 2 復職後、2週間以内に「復職証明書」(新宿区様式)を提出します。
- 3 在職中の職場に復職しない場合または「復職証明書」を提出しない場合は、 入園(利用開始)の内定や決定、認定が取消しとなることに異議はありません。

【認可保育園等の入園、定期利用保育の利用の利用調整】

- 入園(利用開始)月の初日の状況に基づく指数により利用調整を行いますが、入園(利用開始) 月の末日まで(勤務先との調整により、困難である場合は翌月1日)に復職する方は「就労」の 指数を適用します。
- 「育児短時間勤務制度」により、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、復職後の就労時間を1日あたり2時間以内で短縮する方は、短縮前の就労状況の指数を適用します。
- 内定後または入園(利用開始)後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間を超える就労時間の短縮をしていることが判明した場合は、短縮された就労日数・時間により、改めて利用調整を行います。その結果、内定や決定が取消しとなる場合があります。